第八章　雑則

（端数計算）

第四十六条　（略）

２　次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

（略）	一円未満の端数を切り捨てる
第十九条の二に規定する当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額	
第十九条の二ただし書に規定する当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額	
第十九条の二ただし書に規定する当該年度の前年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数に相当する数で除して得た額	
（略）	
法第三十四条第一項第一号イ(2)に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額	
（略）	
法第三十四条第三項に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額に概算額補正率を乗じて得た額	
法第三十四条第四項第一号に規定する標準報酬総額の見込額	
法第三十四条第五項第一号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額に概算加入者調整率を乗じて得た額	
法第三十五条第一項第一号イ(2)に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額	
（略）	
法第三十五条第四項第一号に規定する標準報酬総額	

第七章　雑則

（端数計算）

第四十六条　（略）

２　次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

（略）	一円未満の端数を切り捨てる
第十九条の三に規定する当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額	
第十九条の三ただし書に規定する当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額	
第十九条の三ただし書に規定する当該年度の前年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数に相当する数で除して得た額	
（略）	
法第三十四条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額	
（略）	
法第三十四条第三項に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額に概算額補正率を乗じて得た額	
（新設）	
法第三十四条第四項第一号に規定する前期高齢者に係る概算後期高齢者支援金に係る概算調整対象基準額	
法第三十五条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額	
（略）	
（新設）	